

令和3年12月28日
文 部 科 学 省
ス ポ ー ツ 庁 国 際 課

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を
定める省令の一部を改正する省令に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令」について、令和3年10月28日から令和3年11月26日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、本改正と直接関係のある御意見はございませんでした。

今後とも文部科学行政に御協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。